

郵送喪失提出書類チェックリスト

(社会保険に加入した場合、扶養に入った場合)

以下の書類を封筒に入れたかを確認してください。

- 資格異動届
- 新しい職場の保険証のコピー
※国保を抜ける人全員分のコピーが必要です。
- 長久手市国民健康保険証

喪失手続き後の流れ

喪失届の受理から、通知のお届けまでに、1か月ほどかかる場合があります。

国保の喪失届を受理。

国保資格喪失日

社会保険加入の方：資格取得日（又は認定日）の翌日
国保組合加入の方：資格取得日（又は認定日）と同日
転出の方：転出予定日の翌日（転出予定日が月末の方は転出予定日）

国保税の再計算を行います。

納付書でお支払の方は、お手元の納付書で納期限内に納付してください。

変更後の納税通知書が届くまでは、保険税は変更の決定がされていませんので、お手元の納付書で納期限までに納付してください。納期限がすでに過ぎている場合は、お早めに納付をお願いします。納付前に変更後の納付書が届いた場合は、差替えて納付してください。

税額変更決定後、納税通知書を送付します。
※変更後の保険税は納税通知書でご確認ください。

※国保税を再計算後、差額の納付が必要な場合は、納税通知書と一緒に納付書を送ります。

納付書に記載されている納期限までに納付をしてください。

※口座振替でお支払の方は、変更後の金額で振替されます。

手続日により、変更前の金額で振替されることがあります。

※国保税を再計算して、払いすぎだった場合は、後日還付します。

口座登録のない方は、還付依頼書を送付します。

ただし、他税に未納がある場合は充当する場合があります。

※本来の納期限が過ぎますと督促等が届くことがあります。ご了承ください。

※特定健康診断の申込みをしている場合は、国民健康保険喪失後（社会保険加入日から）は受診できません。お手元に受診票がある場合は、破棄してください。